

取引力強化推進事業交付規程

長崎県中小企業団体中央会

取引力強化推進事業 補助金交付規程（例）

（制定）令和5年6月15日

長崎県中小企業団体中央会

（趣旨）

第1条 長崎県中小企業団体中央会（以下「長崎県中央会」という。）が実施する小規模事業者組織化指導事業のうち、取引力強化推進事業実施組合に対する補助金の交付については、中小企業庁が定める「中小企業連携組織対策推進事業費補助金交付要綱」及び全国中小企業団体中央会（以下「全国中央会」という。）が定める「都道府県中小企業団体中央会小規模事業者組織化指導事業及び中小企業組合等課題対応支援事業（小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業及び取引力強化推進事業に限る）補助金交付規程」並びに「小規模事業者組織化指導事業及び中小企業組合等課題対応支援事業（小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業及び取引力強化推進事業に限る）の実施について」に定めるもののほか、「取引力強化推進事業補助金交付規程」（以下「本規程」という。）の定めるところによって実施するものとする。

（補助金の交付対象）

第2条 組合等が行う本事業に要する経費の補助（以下「補助金」という。）は、小規模事業者組合等（以下「組合」という。）が行う本事業に要する経費であって、別紙に掲げるもののうち、長崎県中小企業団体中央会会長（以下「中央会会長」という。）が必要、かつ、適当と認めるものについて行う。

ただし、別紙 反社会的勢力排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助金の交付対象となる組合は、以下の①～⑦の要件を満たす小規模事業者組合等とする。

- ① 事業協同組合（特定地域づくり事業協同組合を含む）、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人）であるもの。
- ② 事業協同小組合及び企業組合。
- ③ 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- ④ 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- ⑤ その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあつては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- ⑥ 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- ⑦ ⑤で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに⑥で定める一般社団法人については、令和5年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

（補助額）

第3条 中央会が交付する補助金の額は、補助対象経費総額（税抜）の2/3以内であつて、500千円（税抜）を限度とする。

（補助金交付の申請）

第4条 組合は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書（正1通）に組合等の定款、役員名簿、前事業年度の決算関係書類、当該事業年度の収支予算書並びに事業計画書、その他の関係書類を添えて中央会会長にその定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第5条 中央会会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により、組合に通知するものとする。この場合において、中央会会長は、補助金の適正な交付を行うため必要と認めるときは、申請に係る事項について修正を加え、交付の決定をすることができる。

（申請の取下げ）

第6条 組合は、前条による交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には、申請の取り下げをすることができる。ただし、申請の取り下げをすることができる期限は、補助金の交付決定の通知を受けた日から20日以内とする。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第7条 組合は、本事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3による補助事業の内容（経費の配分）変更承認申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、中央会会長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 中央会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、内容及び経費の配分の理由が適正と認めるときは、様式第4による補助事業の内容（経費の配分）変更承認通知書により、組合に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 組合は、本事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3による補助事業の中止（廃止）承認申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 中央会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、中止又は廃止が適正と認めるときは、様式第4による補助事業の中止（廃止）承認通知書により、組合に通知するものとする。

（事故の届出）

第9条 組合は、非常災害等により本事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による補助事業事故報告書（正1通）を中央会会長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 組合は、9月30日現在における本事業の遂行状況について、様式第6による補助事業遂行状況報告書（正1通）を10月11日までに中央会会長に提出しなければならない。

（事業完了期限）

第11条 組合は、原則として1月31日までに事業を完了するものとする。2 組合は、第1項に規定する日までに事業を完了する見込みがなくなったときは、速やかに様式第7による補助事業完了期限延長申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その延長できる期限は2月6日までとする。

3 中央会会長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、期限延長の理由が適正と認めるときは、

様式第8による補助事業完了期限延長承認通知書により、組合に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 組合は、本事業が完了したとき、又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から2週間を経過した日又は2月6日のいずれか早い日までに、また、第11条の規定により事業完了期限の延長承認を受けた組合等は、延長を受けた最後の日から3日以内に様式第9による補助事業実績報告書(正1通)を中央会会長に提出しなければならない。ただし、補助事業に要した額が0円の場合は提出の必要はない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 中央会会長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、組合の補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による補助金額確定通知書により組合等に通知するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第14条 組合は、第5条の補助金の交付決定の通知を受け、概算払いを受けようとするときは、様式第11による補助金概算払請求書(正1通)を中央会会長に提出しなければならない。

2 中央会会長は、組合等が概算払いの請求時点における本事業遂行に要した額に係る補助金相当額、又は補助金交付決定額の2分の1のいずれか低い額を限度として、組合に対し、概算払いをすることができる。

(補助金の精算払の請求)

第15条 組合は、第13条の規定により、中央会から補助金額の確定通知書を受けた日から5日以内に、様式第12による補助金精算払請求書(正1通)を中央会会長に提出し、補助金の精算払いを受けることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 中央会会長は、第8条の本事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

(1) 組合が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく中央会会長の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 組合が、補助金を本事業の以外の用途に使用した場合。

(3) 組合が、本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付決定後の生じた事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 組合が、別紙反社会的勢力排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第13条において定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 中央会会長は、補助金の交付決定の取消しを行った場合は、その旨を組合に対し、速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 組合は、第15条の規定により既に補助金の交付を受けた後、第16条の規定により取消しを受けた場合において、様式第13による補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。

2 組合は、第13条の規定により補助金の額の確定を受けた場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還通知書に従って補助金を返還しなければならない。

3 前項の補助金の返還期限は、返還を通知した日から20日以内、又は3月31日のいずれか早い日までとし、期限内に返還されない場合は、未納に係る金額に対して、その未納たる期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金に係る経理)

第18条 組合は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類（以下「書類等」という。）を整備し、かつ、これらの書類等を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第19条 組合は、本事業により取得した備品について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 組合は、前項の備品について、他の用途での使用、他の者に対する貸付け若しくは譲渡、他の物件との交換、又は債務の担保への提供（以下「取得財産の処分」という。）を行うときは、あらかじめ様式第14による取得財産の処分承認申請書（正1通）を中央会会長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、中央会会長は、当該取得財産が耐用年数を経過している場合を除き、組合が取得財産の処分により収入があるときは、その収入の一部又は全部を納入させることができる。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

第20条 組合は、別紙記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の監査)

第21条 中央会会長は、本事業の適正な遂行を確保するため必要と認めたときは、その指導員又は職員に対し組合等の監査を行わせることができる。

(企業化等の状況報告)

第22条 組合は、本事業の完了した年の翌年以降毎年5年間、4月15日までに本事業に係る直近1年間の企業化等の状況について、様式第15による企業化等状況報告書（正1通）を中央会会長に提出しなければならない。なお、本事業が完了した日の属する会計年度以降において本事業に係る企業化等によって収益が生じた場合においては、当該収益を生じた会計年度終了後15日以内に本様式により中央会会長に報告しなければならない。

(成果の調査及び発表への協力)

第23条 組合は、本事業の完了した年の翌年以降毎年5年間、4月15日までに本事業に係る直近1年間の成果について、様式第16による成果調査報告書（正1通）を中央会会長に提出しなければならない。また、必要があると認められるときは、事業の成果等について組合等に発表させることができるものとする。

2 組合等は中央会会長が必要に応じて実施する調査等に協力しなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第24条 組合は、本事業の成果に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を、本事業を実施した年度又は本事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に出願したときは、遅滞なくその旨記載した様式第17による産業財産権出願届（正1通）を中央会会長に届け出なければならない。

2 組合は、前項による出願後に産業財産権を取得し又は取得した産業財産権を譲渡し若しくは取得した産業財産権に実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した様式第18による産業財産権取得又は譲渡し若しくは実施権の設定届（正1通）を中央会会長に届け出て、別途中央会会長の指示に従うものとする。

(収益納付)

第25条 組合は、様式15の報告に基づき、収益があると認められた場合、これにより生じた収益は、補助金額の範囲内で当該収益の額に相当する金額の一部を、本会及び全国中央会を通して国に納付するものとする。

(研究成果の帰属)

第26条 組合が本事業の実施により生じた成果及び産業財産権は、組合に帰属するものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第27条 組合は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 組合は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。組合又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も組合による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(その他)

第28条 中央会会長は、組合に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

様式第 1

令和 年 月 日

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

(共同申請の場合は、全ての申請者を記載し、幹事組合等を定めること)

住所

組合名

代表理事の氏名

印

令和 5 年度取引力強化推進事業補助金交付申請書

取引力強化支援事業補助金交付規程第 4 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

なお、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び取引力強化推進事業補助金交付規程第 20 条の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 事業テーマ名

2. 補助事業に要する額 金 円（税抜）

3. 補助金交付申請額 金 円（税抜）

4. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙のとおり

(添付書類)

- ・ 申請者の役員等名簿

(別紙1)

事業計画書

1. 事業テーマ名

--

2. 業界・組合等の現状と課題及び事業の必要性

--

3. 事業の内容等

(1) 事業の内容

--

(2) 事業スケジュール

作業内容	月	月	月	月	月	月	月	月	月

4. 業務委託

予定している業務委託の内容	
委託期間	

5. 期待される成果、実現したい目標等

--

(1) 本事業実施による定性的成果目標

共同申請の場合は、幹事組合等及び共同申請者の期待される成果をそれぞれ作成。

1年後	
2年後	
3年後	
4年目以降	

※事業実施後の期間対象は、いずれも4月～翌年3月までの1年間とします。各組合等の会計年度ではありませんのでご注意ください。

1年後	→	2024年4月1日～2025年3月31日 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)
2年後	→	2025年4月1日～2026年3月31日 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)
3年後	→	2026年4月1日～2027年3月31日 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 上記目標に関連して、定量的目標と推移

指標項目		構成員等 (利活用率)と 組合等の別	現状	1年後	2年後	3年後
i 付 加 価 値 額 等	付加価値額 (単位) 千円	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等				
	1人当たりの 付加価値額 (単位) 千円					
	営業利益 (単位) 千円					
ii	売上高の増加 (内容) (単位)	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等				
iii	コストの削減 (内容) (単位)	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等				
iv	(任意設定指標) (内容) (単位)	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等				

※「構成員等(利活用率)と組合等の別」には、指標項目の対象(構成員等又は組合等)に○を付けてください。また、構成員等に○を付けた場合には、指標項目の対象となる構成員の割合を記入してください。

※2年後、3年後の数値は現状(直近の財務諸表等の数値または直近12カ月)の数値を基準に記入してください。

※事業実施後、より実態に即した数値に見直すことが可能です。また、事業を実施し、申請時に設定した指標以外に成果をもたらす見込みがある場合に新たに指標を設定することが可能です。

(別紙2)

経費明細表

(単位：円)

経費科目	補助事業に要する経費			
	補助金額 (A) (税抜)	自己負担額 (B) (税抜)	合計 (C) (税抜)	積算基礎 (D) (税込)
謝金				
旅費				
消耗品費				
・				
・				
・				
委託費				
合計				

※「合計 (C) (税抜)」は「積算基礎 (D) (税込)」の110分の100 (円未満切捨) とし、軽減税率の対象となる品目については108分の100 (円未満切捨) としてください。

※「補助金額 (A) (税抜)」は「合計 (C) (税抜)」の3分の2以下 (円未満切捨) とし、「自己負担額 (B) (税抜)」は「合計 (C) (税抜)」と「補助金額 (A) (税抜)」の差額としてください。

〈資金の調達方法〉

区分	補助事業に要する経費(円) (消費税等抜き)	資金の調達先
補助金申請額 (①)		
自己資金		
借入金		
その他		
自己負担額 (②)		
自己資金		
借入金		
その他		
合計 (①+②)		

(別紙3)

反社会的勢力排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（法人又は団体をいう）及び役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

発 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇組合
代表理事

殿

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 印

令和5年度取引力強化推進事業
補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け文書をもって申請のあった上記補助金については、取引力強化推進事業補助金交付規程第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け取引力強化推進事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助金交付決定額 金 円
3. 事業完了期限 令和6年1月31日
4. 交付条件
 - (1) 交付規程第7条ただし書に規定する補助事業の内容及び経費の配分の変更のうち軽微な変更とは、次に定める場合以外の変更をいう。
 - ① 補助事業に要する経費の配分を、経費科目に掲げる相互間で、補助金額の2割を超えて変更しようとする場合
 - (2) 1月31日までに事業の完了が不可能となった場合は、〇〇中央会の承認を得て事業完了期限を延長することができるものとする。なお、延長の期間は2月6日までにおいて、〇〇中央会が認めた期間とする。

様式第3

発 号
令和 年 月 日

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和5年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業の内容（経費の配分）を変更（中止・廃止）したいので、取引力強化推進事業補助金交付規程第7条（第8条）の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）の理由

2. 変更の内容（中止の期間、廃止の時期）

※変更の場合は変更内容を比較対照し、分かりやすく記載すること。

※経費の配分の変更の場合は、経費科目ごとの金額を記載すること。

様式第 4

発 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇組合

代表理事

殿

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 印

令和 5 年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日付け文書をもって承認申請のありました上記補助事業の内容（経費の配分）の変更（中止・廃止）については、取引力強化推進事業補助金交付規程第 7 条第 2 項（第 8 条第 2 項）の規定により、下記のとおり承認することにしたので通知します。

記

1. 補助金交付決定金額

（変更前）

（変更後）

2. 変更後の事業

令和 年 月 日付け補助事業の計画変更承認申請書のとおり

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和 5 年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業事故報告書

令和 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業について事故があったので、取引力強化推進事業補助金交付規程第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 補助事業に要した額
3. 事故の内容及び原因
4. 事故に対する措置

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名
印

令和5年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

取引力強化推進事業補助金交付規程第10条の規定により、令和5年9月30日現在における補助事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定 令和 年 月 日付け
2. 補助金交付決定額 金 円 (税抜)
3. 補助事業に要した額 金 円 (税抜)
4. 事業の遂行状況
- (1) 事業名
- (2) 事業の進捗状況
- ・委嘱した委員氏名、所属・役職名、委嘱期間
 - ・委員会の開催状況 (開催日時、場所、検討事項など)
 - ・実施した事業の概要
 - ・事業の委託状況 (委託先、委託の内容、委託期間など)

5. 経費の支出状況

(単位：円)

経費科目	補助事業に要した額（税抜）		
	予算額	9月30日 現在の支出額	残 額
合 計			

令和 年 月 日

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和5年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業完了期限延長申請書

令和 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業について、取引力強化推進事業補助金交付規程第11条第2項の規定により、下記のとおり期限の延長を申請します。

記

1. 期限延長の理由

2. 事業完了の期限

令和 年 月 日

様式第 8

発 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇組合
代表理事

殿

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 印

令和 5 年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業完了期限延長承認通知書

令和 年 月 日付け文書をもって承認申請のありました上記補助事業の完了期限の延長については、取引力強化推進事業補助金交付規程第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり承認することにしたので通知します。

記

延長後の事業完了の期限 令和 年 月 日

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和5年度取引力強化推進事業補助金に係る
補助事業実績報告書

令和5年度における上記補助事業を完了したので、取引力強化推進事業補助金交付規程第12条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- | | | |
|--------------------|-------------|---------------|
| 1. 交付決定 | 令和 年 月 日付け | |
| (変更決定 | 令和 年 月 日付け) | |
| (事業完了期限延長承認 | 令和 年 月 日付け) | |
| 2. 補助金交付決定額 | 金 | 円 (税抜) |
| (変更後交付決定額 | 金 | 円 (税抜) |
| | | (※変更決定を受けた場合) |
| 3. 補助事業に要した額 | 金 | 円 (税抜) |
| 4. 補助金額 | 金 | 円 (税抜) |
| 5. 補助金概算払受領年月日及び金額 | | |
| 令和 年 月 日 | 金 | 円 (税抜) |
| 6. 補助事業の実績 | | |
| 別紙のとおり | | |

(別紙)

令和5年度取引力強化推進事業実績

1. 事業テーマ名

2. 実施事業の概要

3. 実施事業の内容

(1) 委員会

① 委員会の開催

開催回数	開催日時	開催場所	出席人員	検討事項

② 委嘱した委員

委員区分	氏名	所属企業及び役職名	委嘱期間
専門家委員			
業界側委員			

(2) 業務委託

① 委託内容

② 委託先名

③ 委託先住所

④ 委託期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

⑤ 委託金額

(3) 成果物 「 」 ()

※括弧内には、ホームページの作成等の場合はURL、チラシ等の印刷物の場合には部数をご記載ください。

(4) 事業の実施期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

※上記(2)業務委託④委託期間より短くなることはあり得ませんのでご注意ください。

4. 実施の成果等

(1) 本事業を実施したことにより得られた成果

① 組合員において得られた成果
② 組合において得られた成果

(2) 本事業を行って期待される成果

① 事業実施後の期待される成果・目標

a. 定性的成果目標

(申請時と変化がない場合は申請時と同じで可、ただし、変更があった場合はその箇所を明記してください。)

1年後	
2年後	
3年後	
4年目以降	

b. 上記目標に関連して、定量的目標と推移

指標項目		利活用対象	数値の推移				
		構成員等 (利活用率) と組合等の別	現状	1年後	2年後	3年後	
i 付加価値額等	付加価値額 (単位) 千円	申請時	構成員等 (%) 組合等				
		実施後	構成員等 (%) 組合等				
	1人あたりの 付加価値額 (単位) 千円	申請時	構成員等 (%) 組合等				
		実施後	構成員等 (%) 組合等				
	営業利益 (単位) 千円	申請時	構成員等 (%) 組合等				
		実施後	構成員等 (%) 組合等				
ii 売上高の増加 (内容) (単位)	申請時	構成員等 (%) 組合等					
	実施後	構成員等 (%) 組合等					
iii コストの削減 (内容) (単位)	申請時	構成員等 (%) 組合等					
	実施後	構成員等 (%) 組合等					

iv 任意設定指標 (内容) (単位)	申請時	構成員等 (%) 組合等				
	実施後	構成員等 (%) 組合等				

※「申請時」の欄には交付申請した際の数値を記入してください。

※「実施後」の欄には事業を実施した結果を受けた数値目標を記入してください。交付申請時から数値目標が増減しない場合も「申請時」の数値を記入してください。

※申請時から新たに指標項目を増やす場合は以下の「②新たに設定する指標」において追加してください。

※申請時から指標項目を減らすことはできません。

※「構成員等（利活用率）と組合等の別」には、指標項目の対象（構成員等又は組合等）に○を付けてください。また、構成員等に○を付けた場合には、指標項目の対象となる構成員の割合を記入してください。

※2年後、3年後の数値は現状（直近の財務諸表等の数値または直近12カ月）の数値を基準に記入してください。

②新たに設定する指標

a. 定性的成果目標

1年後	
2年後	
3年後	
4年目以降	

b. 上記目標に関連して、定量的目標と推移

指標項目		構成員等 (利活用率)と 組合等の別	現状	1年後	2年後	3年後
i 付 加 価 値 額 等	付加価値額 (単位) 千円	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等				
	1人当たりの 付加価値額 (単位) 千円					
	営業利益 (単位) 千円					
ii	売上高の増加 (内容) (単位)	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等				
iii	コストの削減 (内容) (単位)	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等				
iv	(任意設定指標) (内容) (単位)	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等				

※事業を実施し、申請時に設定した指標以外に成果をもたらす見込みがある場合に記入してください（新たな設定については任意）。

[積算内訳]

(単位：円)

経費科目	決算額 (税抜)	決算額 (税込)	積算内訳 (税込)
合 計			

様式第10

発 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇組合
代表理事 殿

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 印

令和5年度取引力強化推進事業
補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け文書をもって報告のありました上記の件については、取引力強化推進事業補助金交付規程第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 補助金交付決定額	金	円（税抜）
（変更後交付決定額）	（金	円（税抜））
2. 補助事業に要した額	金	円（税抜）
3. 補助金確定額	金	円（税抜）
4. 概算払済額	金	円（税抜）
5. 精算額（返納額）	金	円（税抜）

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和 5 年度取引力強化推進事業
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業について、取引力強化推進事業補助金交付規程第 1 4 条第 1 項の規定により、下記金額の概算払を請求します。

記

	金	円也
1. 補助金交付決定額 (変更後交付決定額)	金 (金)	円 (税抜) 円 (税抜)
2. 概算払受領済額	金	円 (税抜)
3. 今 回 請 求 額	金	円 (税抜)
4. 残 額	金	円 (税抜)

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名
印

令和 5 年度取引力強化推進事業
補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業について、取引力強化推進事業補助金交付規程第 1 5 条の規定により、下記金額の精算払を請求します。

記

	金	円也
1. 補助金交付決定額 (変更後交付決定額)	金 (金)	円 (税抜) 円 (税抜)
2. 補助事業に要した額	金	円 (税抜)
3. 補助金確定額	金	円 (税抜)
4. 概算払済額	金	円 (税抜)
5. 精算払請求額	金	円 (税抜)

発 号
令和 年 月 日

〇〇〇〇組合
代表理事 殿

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 印

令和 5 年度取引力強化推進事業
補助金返還通知書

令和 年 月 日付け文書をもって補助金額を確定した上記事業の補助金について、取引力強化推進事業補助金交付規程第 1 7 条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

1. 補助金返還額 金 円
2. 返還期日 令和 年 月 日
3. 振込口座
4. 上記の返還期日までに返還されない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

長崎県中小企業団体中央会
会長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和5年度取引力強化推進事業に係る
取得財産の処分承認申請書

令和5年度取引力強化推進事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、取引力強化推進事業交付規程第19条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 品目及び取得年月日
2. 取得価格及び時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和5年度取引力強化推進事業に係る
令和 年4月～令和 年3月企業化等状況報告書

令和 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業に関し、令和
年度の企業化等の状況について、取引力強化推進事業交付規程第22条の規定により、下
記のとおり報告します。

記

1. 企業化等の有無について

① 補助事業実施結果の企業化

(内容：) 有 ・ 無
(上記①で無に○を付けた場合のみ②もいずれかに○を付けてください。)

② 企業化等へ取組み

(現在、企業化に取り組んでいる場合は、「有」に○を付けてください。)
(内容：) 有 ・ 無

③ 産業財産権の譲渡又は実施権の設置

(内容：) 有 ・ 無

④ その他の補助事業の実施結果の他への供与

(内容：) 有 ・ 無

2. 企業化が「有」の場合（上記①～④で、どれか1つでも「有」の場合は、必ず下記の金額も記入すること。）

令和	年度の企業化等による総収入額	円	
	〃	総支出額	円
	〃	収益額	円

※①企業化に向けて取り組み中の場合は、収入額0円だが、支出はあるはずなので必ず総支出額の欄に経費を記入すること。

※②企業化等状況に関する事実確認のため、別途資料の提出を求められることがあるので、記載した金額の積算根拠、帳票類の作成、整備を十分行うこと。

長崎県中小企業団体中央会
会長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和5年度取引力強化推進事業に係る
令和 年4月～令和 年3月成果調査報告書

令和 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業に関し、
年度の成果調査の状況について、取引力強化推進事業交付規程第23条の規定により、下
記のとおり報告します。

記

指標項目	利活用対象 構成員等 (利活用率) と組合等の別	数値の推移				
		実績報告時	令和6年 3月末	令和7年 3月末	令和8年 3月末	
i 付加価値額等 付加価値額 (単位) 千円 1人当たりの 付加価値額 (単位) 千円 営業利益 (単位) 千円	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等	実績報告				
		現 在				
		実績報告				
		現 在				
		実績報告				
		現 在				
ii 売上高の増加 (内容) (単位)	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等	実績報告				
		現 在				
iii コストの削減 (内容) (単位)	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等	実績報告				
		現 在				
iv (任意設定指標) (内容) (単位)	【 】 構成員等 (%) 【 】 組合等	実績報告				
		現 在				

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和 5 年度取引力強化推進事業に係る
産業財産権出願届

令和 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業に関し、産業財産権の出願をしたので、取引力強化推進事業交付規程第 24 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 種類 (産業財産権の種類)
2. 内容 ()
3. 出願日 令和 年 月 日

長崎県中小企業団体中央会
会 長 石丸 忠重 殿

住所
組合名
代表理事の氏名 印

令和5年度取引力強化推進事業に係る
産業財産権取得（譲渡・実施権の設定）届

令和 年 月 日付け文書をもって交付決定のあった上記補助事業に関し、産業財産権を取得（譲渡・実施権の設定）したので、取引力強化推進事業交付規程第24条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 種類 (産業財産権の種類)
2. 内容 ()
3. 相手先及び条件 (譲渡及び実施権の設定の場合)
4. 取得日 (譲渡及び実施権の設定日)